

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年3月20日とし、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成3年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月12日から同年3月20日まで

平成3年1月12日ごろから同年3月20日ごろまで、A社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が無い。

平成3年2月の給与明細書を保管しており、その明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、平成3年2月については、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年1月については、給与明細書が無い上、A社は廃業しており、ほかに厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、平成3年2月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらない

ことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年12月31日から34年1月1日まで

昭和21年4月から56年3月に退職するまで、A社に継続して勤務していた。

しかし、昭和33年12月末にA社B支店から同社C支店に異動したのに、社会保険庁の記録では、同社B支店での資格喪失日が同年12月31日、同社C支店での資格取得日が34年1月1日となっているため、33年12月の1か月間が空白となっている。

A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された従業員カードにより、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和33年12月20日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年1月1

日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを33年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C工場）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

昭和38年4月にA社に入社し、すぐにD区内にあった同社E営業所に配属され、同社E営業所の所属が同社本社から同社F工場へ変更されるまでの期間において、同社本社から給与を受け取っていた。

昭和38年4月から42年4月上旬までの期間において、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共にA社E営業所で勤務していた元同僚（2人）は、申立人が申立期間において当該E営業所で継続して勤務していたこと、及び申立期間当時、当該E営業所で勤務する社員の給与が同社本社から支払われていたことを証言している。

また、B社C工場から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社が、申立人について、昭和40年7月5日付けで同年4月1日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことが確認できるほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）により、申立人の元同僚（4人）についても、申立人と同様、被保険者資格を2か月から5か月さかのぼって喪失させたことがうかがえることから、申立

期間当時、同社本社が従業員の被保険者資格喪失に係る事務手続を適切に行っていないと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険庁のオンライン記録により、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和40年4月1日となっていることから、事業主が社会保険事務所に同年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年2月まで

A市B区役所の年金窓口で、申立期間は国民年金の強制加入期間であるとして加入を勧められ、同時にその窓口で国民年金保険料を納付したことを覚えている。

国民年金の加入手続をした時期がいつだったか明確には覚えていないが、国民年金保険料を納付した記憶はあるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年3月ごろに払い出されたことが確認できるが、この時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人自身も、「現在所有している年金手帳のほかに、別の年金手帳が交付されたことはない。」としている。

さらに、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを確認できる関連資料は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付時期について記憶が曖昧であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 130

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで

私が大学生の時、父親が国民年金の加入手続きを行い、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間について国民年金保険料が未納とされている。

両親は死亡しているため当時のことは不明であるが、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時にその父親が A 町で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、その父親は既に死亡していることから、加入手続きや納付金額等に関して申立期間当時の状況を確認することができない。

また、申立期間において、申立人の国民年金手帳記号番号が A 町で払い出された形跡はみられない上、同町が保管している申立人に係る国民年金被保険者カードにより、申立人は昭和 48 年 5 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の国民年金手帳について不明としているなど、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 131 (事案 38 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 5 月までの期間及び同年 6 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 48 年 5 月まで
② 昭和 48 年 6 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 48 年 6 月 17 日に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、市職員に指示されるまま、30 万円から 40 万円の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

平成 20 年 5 月に年金記録の訂正を行わない旨の通知を受けた後、国民年金への加入手続の際、実際の住所地である A 市 B 町ではなく、将来の居住予定地である同市 C 町と記載したことを思い出した。

また、国民年金へ加入した昭和 48 年 6 月 17 日以降は、D 銀行 E 支店、同行 F 支店及び同行 G 支店で国民年金保険料を納付した。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、社会保険庁の記録上、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 申立人が国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとする昭和 48 年 6 月は特例納付できない期間である、ii) 申立期間①のうち 38 年 4 月から 48 年 5 月までの期間については、申立人の夫が共済組合員であるため、申立人の国民年金被保険者の種別は任意加入となり、当該種別では特例納付により保険料を納付することができない、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 3 月ごろに払い出されていると推察され、その時点で申立人の夫が共済組合員の資格を喪失した 48 年 6 月にさかのぼって資格取得したとみられ、申立期間は未加入期間であるこ

とから、保険料を納付することができないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事情として、昭和 48 年 6 月 17 日に国民年金の加入手続を行った際、当時の実際の住所地である A 市 B 町ではなく、将来の居住予定地である同市 C 町と記載したことにより自身の年金記録が消失したと主張しているが、仮に同年 6 月に当該住所で加入手続をし、国民年金手帳記号番号が払い出されていたとするならば、52 年 3 月に同住所地で再度払出しがあることは不自然であり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、今回新たに申し立てた期間であるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される時期（昭和 52 年 3 月ごろ）では、申立期間のすべてが、時効又は特例納付の実施時期ではないことにより、保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間②に係る国民年金手帳についての記憶が明確ではないなど、申立期間②の当初において国民年金加入手続が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②における納付金額等の納付状況を具体的に説明できないなど、ほかに申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月10日から同年12月1日まで

昭和20年7月にA社へ入社し、同社B事業所及び同社C事業所で勤務した。当時、倉庫担当の事務員として勤務していたが、ほかに事務員及び炊事係が6人、部屋係が2人いたこと、及び出張者を含めて40人ほどが勤務していたことを覚えている。

給与から厚生年金保険料や健康保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で勤務していたことを確認できる資料が無い上、申立期間において同社B事業所及び同社C事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚（各事業所1人）から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人は、申立期間において、給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、A社B事業所、同社C事業所等に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の氏名が記載されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。